

補助金の交付申請についての説明書

1. 街路灯電力料補助の内容

対 象 団 体	市内の商店街・小売市場の団体（任意団体を含む）
対 象 施 設	対象団体が設置管理する下記の共同施設 (1) 街路灯（道路上の独立柱） (2) アーチ（照明付） (3) 日よけ（照明付） (4) アーケード（照明付） ※広告を主とした施設は除く
補 助 要 件	(1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、補助対象団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち土地の所有者等がその権原に基づいて終日来客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。 (2) 終夜点灯し、街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店街の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。 (3) 補助対象団体において電力料を負担しているものであること。 (4) 補助対象団体において適切な維持管理が常に行われていること。 (5) 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の補助金交付を受けていないこと。
補 助 内 容	対象団体が支払う上記の共同施設の電力料の一部補助 街路灯1灯あたり2,000円（年間）の補助 ※アーチは道路を横断するものを2灯、そうでないものを1灯と計算 ※日よけ・アーケードは20㎡につき1灯と計算 （物件の総面積が20㎡以下の場合1灯とし、超える場合は物件の総面積を20㎡で割った数を四捨五入する。） ※補助金額は団体が1年間に支払う対象施設にかかる電力料を超えないこと

2. その他

- (1) 補助金額は、令和5年度の予算の範囲内で決定しますので、ご承知おきください。
- (2) 今年度、既に商業流通課に構成員名簿を提出いただいている団体は、改めて構成員名簿を提出いただく必要はありません。